

## 生駒市規則第14号

生駒市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月1日

生駒市長 山下 真

### 生駒市契約規則の一部を改正する規則

生駒市契約規則（昭和39年4月生駒市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第25条中「3割」を「4割」に、「前金払い」を「前金払」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。